

令和2年度「業務改善助成金」のご案内 愛媛県版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
 などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と愛媛県の地域別最低賃金790円との差額が30円以内【820円以下の事業場】 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請・お問い合わせ先

◆ 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 TEL 089-935-5222

◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

◆ 詳細は厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/index.html>をご覧ください。

◆ 助成金の活用については「愛媛働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7別館1階 フリーダイヤル 0120-005-262